

登場
ページ

今週の専門用語



07

ページ

個人事業主との課税の不均衡

相次ぐ「法人成り」の背景にあるのが、個人事業主との課税の不均衡の問題だ。1,000万円の収入を例にとると、個人事業の形態では、事業者への報酬は必要経費に認められないため、1,000万円の事業所得に対して所得税が課せられる（他の必要経費を0とする）。一方、法人形態では、給与に対して給与所得控除が認められるため、給与所得は780万円となる。すなわち、個人形態では1,000万円の事業所得が、会社形態では給与所得780万円に転換できるわけだ。

09

ページ

日本版ブランド・ギビング信託

ブランド・ギビングとは計画的寄附のこと。米国では、非営利団体への寄附を目的とした金銭を信託した場合、寄附金控除の適用が受けられるほか、委託者の生存中（または一定期間）、信託財産の一定額が委託者にも戻され、信託期間終了後（または委託者死亡後）には、残余財産が非営利団体に交付される。日本でも、文部科学省と金融庁が非営利団体に対する寄附を目的とする信託について、寄附金控除の適用、運用時非課税等の所要の税制措置を講じるよう求めている。

12

ページ

社外取締役の機能

社外取締役に期待される機能として①助言機能、②経営全般の監督機能、③利益相反の監督機能があるとされる。法制審議会会社法制部会第4回会議の資料では、監査役設置会社での社外取締役の選任義務付けの可否については機能ごとに分析的検討が必要とされ、①は性質上強制になじまず、②は会社の事業内容等に社外者が精通していない点からはこの機能を一般的に実効的に果たせるかの検討を要するとする一方、③は実効的に果たし得るように思われるとされている。

From
編集室

◆蟬の声がひと頃よりは確実に弱まり、夜は虫たちの合唱が始まっている。とはいえ高気圧は陣取ったまま、海に近い駅のキオスクでは「暑くてクラゲがまだ出てこないですよ」と聞いた。◆円高対策・経済対策が打ち出されるなか、代表選告示前の現在、出馬表明済みの1候補にあっては施策はもちろんその姿すら現さないのが常態。どのようにしたら安心して未来を託せる政権やリーダーが戴けたのか、国民としては何をどれほど反省すればよいのだろう。◆今号では過年度遡及修正関連の会計基準等改正をご紹介いただいたほか、譲渡所得に係る措置法通達改正を新規収録した。参考とされたい。(B)

週刊T&A master 第369号

2010年9月6日発行（毎週月曜発行）

【編集人】 南館茂雄

【発行人】 村田幸雄

【発行所】 株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】 新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】 販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp